

茨城県最低賃金が改定されました

令和4年10月1日から

使用者も労働者も
必ず確認！最低賃金

時間額 911円



*年齢やパート・学生・アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、すべての労働者に適用されます。

厚生労働省 茨城労働局 賃金室 電話：029-224-6216

中小企業事業者の皆さんへ 賃金の引上げを支援します

業務改善助成金

生産性向上のための設備投資などを行って、事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などの費用の一部を助成する制度です。

問合せ：茨城働き方改革推進支援センター または 業務改善助成金コールセンター
電話:0120-971-728 電話:0120-366-440

専門家による無料相談

賃金引き上げにお悩みの方は、
ご相談ください。

問合せ：茨城働き方改革推進支援センター
電話:0120-971-728